

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和6年度第3回津市入札等監視委員会
2 開催日時	令和6年11月11日(月) 午前11時から午前11時40分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市入札等監視委員会委員) 西川源誌、岡島賢治、小川友香、奥島要人、山下謙一郎 (事務局) 総務部長 奥田寛次 総務部調達契約担当参事(兼)調達契約課長 川出浩也 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課工事契約担当副主幹 長谷川堅一 上下水道管理局長 内田博久 上下水道管理局次長 織田充彦 上下水道管理課長 谷口弘明 上下水道管理課契約財産担当副主幹 井原崇視 上下水道管理課主事 岩崎慎平 スポーツ振興課長 後藤伸幸 建設整備課長 水谷誠 一志事業所長 長井弘紀
5 内容	(1) 入札・契約に関する報告について 入札及び契約手続の運用状況 (2) 入札等監視業務について 入札・契約抽出事案の審議 (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	1人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

1 入札・契約に関する報告について

入札及び契約手続の運用状況

(委員)

Q 桜橋ポンプ場（新館）ポンプ設備（No.1雨水ポンプ等）改築工事について、当初の発注では全者最低価格未満で不調となり、再度発注した際に予定価格が高くなっていますがその要因はなんですか。

(事務局)

A 予定価格が高くなった理由としましては、設計単価の見直し及び工事箇所を増やしたことによるものです。

(委員)

Q 設計単価の見直しによる増額と工事箇所を増やしたことによる増額分ではどちらが大きいですか。

(事務局)

A 工事箇所を増やしたことによる増額分が大半を占めます。

2 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

(1) メッセウイング・みえ空調設備緊急修繕

(委員)

Q 他の空調設備緊急修繕と比べて工期が長く設定されており、また緊急随意契約の理由として入学試験等の施設予約が既にあるため、とありますが、工期の設定及び随意契約理由について確認させてください。

(事務局)

A 本修繕の取替部品については受注後に製造するものであり、製造期間として早いもので2ヶ月、遅いもので6ヶ月程度を要する可能性があったため、当該工期が設定されています。早期に発注し、空調が使用できない期間を少しでも短縮するため緊急随意契約としたもので、現在、11月中を目途に施工が完了する予定であることを確認しています。

(委員)

Q 同じく随意契約理由に代替措置とありますがこういった対応で、また今回の修繕箇所以外の空調は使用できているのでしょうか。

(事務局)

A 当該修繕箇所以外は使用可能で、代替措置につきましては夏季の施設

利用の際に、スポットクーラーの使用や空調が稼働している他の諸室への変更により対応をしました。

(委員)

Q 当該業者から緊急修繕可能であると回答があったとのことですが、他の業者にも確認したのでしょうか。

(事務局)

A 緊急修繕の場合は名簿に登録された業者で、修繕が必要な施設等の近くに所在する業者や工事实績等を有する業者から順次、緊急対応可能であるか確認しています。今回は、最初に当該業者に対応の可否について確認したところ早急に対応可能であると回答があったことにより発注に至ったものです。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(2) 白山真見二俣ポンプ場ほか2施設送水ポンプ等更新工事

(委員)

Q 最低制限価格未満の業者も多く、また入札金額もバラつきがあることから本件について入札の要件等が他の案件と違うのでしょうか。

(事務局)

A 本件は機械器具設置工事です。本件に限らず機械器具設置工事における機器費には標準的な単価が設定されていないため、複数の業者から徴取した見積金額を参考に設計しています。また、土木系工事と異なり、工事費積算参考資料がなく、土木工事より少ない情報で積算をしていることで、最低制限価格が読み難くなり、応札者の積算にばらつきが生じたものと考えます。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(3) 香良洲町地内道路改修工事

(委員)

Q 本件は総合評価落札方式による発注ですが、価格評価点は1位と2位で差がなく、落札者の価格以外の評価点で、会社としての工事成績点は2位の業者より低くなっていますが、工事の品質確保の観点から配置予

定技術者の評価点を重視した結果、当該業者が落札に至ったということでしょうか。

(事務局)

A 本工事については、総合評価落札方式の工事成績重視型として発注しています。会社としての評価点については工事成績の配点が4点、工事実績の配点が2点で合わせて6点、配置予定技術者の評価点は工事成績の配点が4点、工事実績の配点が2点で合わせて6点で会社と配置予定技術者の配点は同じとなっています。工事成績点については本件の場合、過去5年度間、令和元年度から令和4年5月までの発注分は設計金額5,000万円以上、以降の工事は設計金額6,000万円以上の工事を対象とし、申込締切日までに工事が完了した本市発注の土木一式工事の工事成績点の平均点から算出しています。会社の工事成績について、落札業者については対象工事が7件で工事成績点の平均点が77.7点、2位の業者は対象工事が14件で79.1点となり、評価項目の数式から算出しますとそれぞれ1.9点と2.4点となったものです。また、工事実績につきましては業者から提出された資料を基に算定し、落札業者が6件で1.2点、2位の業者が7件で1.4点となり、これらを合計しますと6点中3.1点と3.8点で2位の業者が0.7点差上回っています。配置予定技術者の工事成績点については落札業者の平均点が83点、2位の業者の平均点が80.5点で評価項目の数式から算出しますとそれぞれ4点と3点になります。工事実績については落札業者が1件で1点、2位の業者は該当実績がないため加点なしとなり、これらを合計しますと6点中5点と3点で、落札業者が2点上回ります。他の評価項目から算出した価格以外の評価点を合わせますと落札業者が20点中15.1点、2位の業者が12.3点となったもので、会社又は配置予定技術者のいずれかの評価点を重視しているものではなく、結果としてこの点数となったものです。

(委員)

Q 総合評価落札方式の案件については入札金額が低入札調査基準価格での応札が多くなっていますが、この金額未満での応札はあまりないのでしょうか。

(事務局)

A 低入札基準価格未満で応札しますと価格評価点は高くなりますが、落

札候補者となった場合、本市から当該業者に対し「津市低入札価格調査試行要領」に規定する低入札価格調査を実施する必要がある、資料の提出及び事情聴取等、開札後から契約締結に至るまでの契約事務が煩雑になること及び調査の結果、落札者とならないこともあります。

また、失格基準価格以上の応札であれば有効としますが、失格基準価格で応札したとしても総合評価点の逆転が不可能であると想定した場合は、先程の理由から結果として低入札基準価格での応札となっているものと考えます。

(委員)

Q 参加業者は積算の結果、低入札調査基準価格を基準として応札しているのでしょうか。

(事務局)

A 総合評価落札方式における低入札調査基準価格については、他の一般競争入札における最低制限価格となりますので、参加業者はこの価格を基準となる価格としているものと考えています。

(委員)

Q 他の入札では入札金額が同額となりくじ引きが多くなっていますが、総合評価落札方式でも入札金額の差がつきにくい状況についてはどう考えていますか。

(事務局)

A 工事成績重視型の総合評価落札方式の場合は、価格競争の要素も確保する必要がある一方で、工事の品質確保等も担保する必要があります。現在は入札金額の差がつきにくい状況となっていますが、バランスを考慮しながら配点や評価項目等を検討してまいりたいと思います。

※ 本件については適正に処理されているものと認める。

3 その他

なし